

# 財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位:百万円)

団体名 多気町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
3,248	1,505	246	4,999

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,857	7,441	416	235	231	7,129	
住宅新築資金等貸付特別会計	33	33	0	0	17	109	
郡指導主事共同設置事業特別会計	12	11	1	1	-	-	
一般会計等	7,875	7,458	417	236		7,238	

(注) 実質収支とは、形式収支から繰越財源分を差引いた額であり、純粋な収支をみる指標。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰見込額	備考
水道事業会計	532	493	39	600	70	1,278	527	法適用企業
工業用水道事業会計	47	34	13	92	-	-	-	法適用企業
下水道事業特別会計	1,230	820	410	410	407	3,526	3,339	
農業集落排水事業特別会計	224	222	2	2	185	1,583	1,417	
戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	134	131	3	3	21	221	135	
国民健康保険特別会計	1,579	1,518	61	61	101	-	-	
老人保健特別会計	199	188	10	10	21	-	-	
後期高齢者医療保険特別会計	242	240	2	2	164	-	-	
介護保険特別会計	1,322	1,249	72	72	202	-	-	
公営企業会計等 計				1,252		6,608	5,418	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰見込額	備考
多気町松阪市学校組合	124	121	3	3	-	34	27	
多気学校給食センター管理組合	132	128	4	4	6	-	-	
市町職員退職手当組合(一般会計)	9,594	8,777	818	818	2,376	-	-	
市町職員退職手当組合(特別会計)	113	113	0	0	21	-	-	
市町職員退職手当組合(公平委員会特別会計)	4	2	2	2	-	-	-	
自治会館組合(一般会計)	168	165	3	3	7	-	-	
自治会館組合(特別会計)	800	795	5	5	-	-	-	
地方税管理回収機構	302	165	137	137	-	-	-	
松阪地区広域衛生組合	546	535	11	11	-	-	-	
松阪地区広域消防組合	2,875	2,825	51	32	-	966	93	
香肌奥伊勢資源化広域連合	907	882	25	25	-	2,050	266	
宮川福祉施設組合	125	113	11	11	6	-	-	
宮川福祉施設組合介護サービス事業	371	305	66	66	-	49	21	
松阪飯多農業共済事務組合	352	321	31	337	-	-	-	法適用企業
後期高齢者医療広域連合	258	247	11	11	-	-	-	
後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	138,013	134,771	3,242	3,242	451	-	-	
一部事務組合等 計				4,707		3,099	407	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
多気東部土地開発公社	0	5	2	-	-	331	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			2	-	-	331	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,469	1,828	359
減債基金	320	421	101
その他充当可能基金	1,810	1,866	56
充当可能基金 計	3,599	4,115	516

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含めない。  
 2. 財政調整基金とは、財源を調整する為の積立金で、災害や不況による予定外の支出に対応する。  
 3. 減債基金とは、地方債の償還を計画的に行う為の積立金。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.21	4.71	△ 1.50	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	20.82	29.74	8.92	△ 20.00	△ 40.00	工業用水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	10.3	10.8	0.5	25.0	35.0	戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	51.0	52.6	1.6	350.0		下水道事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.80	0.81	0.01			農業集落排水事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	80.7	78.8	△ 1.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
3. 実質公債費比率は、支出に占める地方債の償還額割合で、地方債の発行状況を判断する。
4. 財政力指数は、1未満だと財源不足を表し、高い方が財政に余裕がある事を示す。
5. 経常収支比率は、経常的に入ってくる歳入の何割が経常的に支出される経費(義務づけられて任意に節減できない)に使われたかということ。
6. 公営企業とは水道、電気、ガス等の事業。